

## 外国人の皆様へ(重要なお知らせ)

2012(平成24年)7月9日

## 住民登録制度が変わります

2012年7月9日に、外国人登録法が廃止され、新たな制度がスタートします。

## どのように変わるの？

- 外国人住民の方も住民基本台帳制度の対象になります。(外国人登録制度は廃止されます。)
- 「外国人登録証明書」に代わり、「在留カード」が交付されます。

## 住民基本台帳制度の対象になるとどうなるの？

- 外国人住民の方にも住民票が作成されます。  
外国人と日本人とで構成する複数国籍世帯では、世帯全員と一緒に記載された住民票の写しが発行できるようになります。(現在の外国人登録原票記載事項証明書は発行できなくなります。)
- 転入・転出の手続きの仕方が変わります(重要！)  
勝山市から他の市町村へ引っ越す時は、勝山市で「転出届」をする必要があります。また「転入届」をする時は、「在留カード」や「外国人登録証明書」の他に「転出証明書」が必要になります。
- 届出の負担が減ります。  
在留資格、パスポート、氏名、国籍、仕事の変更等については、市長村への届出は不要になります。

## 「在留カード」はこのようなカードです

1. 原則、名前はアルファベット氏名で作成されます。日本の漢字にて漢字氏名を併記することも可能です。(※通称名は記載されません。)
2. 台湾・韓国・朝鮮の漢字は日本の文字に置き換えられます。



## 現在の「外国人登録証明書」はどうなるの？

新たな制度導入後も有効期限までは、現在お持ちの「外国人登録証明書」を「在留カード」とみなすこととなります。「外国人登録証明書」をすぐに「在留カード」に替える必要はありません。

### 外国人登録証明書の有効期限は？

永住者の方……………2015年7月8日まで

永住者以外の方…在留期間の満了日まで

16歳未満の方……………上記の日か16歳の誕生日のいずれか早い日まで

### 「在留カード」への切替え方法は？

永住者の方……………2015年7月8日までに入国管理局で手続きを行ってください。

(2015年7月8日より前に16歳になる方は、16歳の誕生日までに行ってください。)

永住者以外の方…入国管理局で、在留資格変更や在留期間更新等の手続き時に切り替えます。

### 「在留カード」の事前交付申請について

希望される場合には、施行日前であっても入国管理局で事前交付申請を行うことができます。(証明書の交付は法施行日以降、入国管理局にて。)

詳しくは、下記の外国人在留総合インフォメーションセンターへお問い合わせください。

詳しくは、総務省・法務省のホームページをご覧ください。

総務省 [http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_gyousei/c-gyousei/zairyu.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/zairyu.html)

法務省 [http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact\\_1/](http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_1/)

#### 【新たな在留管理制度に関するお問い合わせ】

外国人在留総合インフォメーションセンター(平日 8:30~17:15)

TEL 0570-013-904 (IP 電話・PHS からは 03-5796-7112)

#### 【住民基本台帳制度に関するお問い合わせ】(平日 8:30~17:30)

TEL 0570-066-630 (IP 電話・PHS からは 03-6301-1337)

(日本語・英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語での対応が可能です。)

#### 【このお知らせに関する問い合わせ先】(平日 8:30~17:15)

勝山市役所 市民課 市民グループ TEL:88-8102(直通)